

一般財団法人静岡市国際交流協会

ことばと文化のサポーター登録・紹介要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国語でのコミュニケーションや外国文化に精通した市民の活躍の機会を創出するとともに、海外からの訪問者や在住外国人の本市での滞在をより豊かなものするため、一般財団法人静岡市国際交流協会(以下、「協会」という。)が設置する「ことばと文化のサポーター(以下「サポーター」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サポーターの資格要件等)

第2条 サポーターに登録できる者は、本制度の趣旨に賛同し、静岡市又は近郊に在住する18歳以上の個人であって、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国語や外国文化に精通した者
- (2) 外国語を母語とし、打ち合わせ等を日本語でできる者
- (3) その他、協会が認める者

(サポーターの活動)

第4条 サポーターは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 外国人相談におけるコミュニティ通訳
- (2) 災害時の多言語支援
- (3) 日本語学習サポート
- (4) 国際交流イベントのサポート
- (5) 外国語・外国文化の紹介
- (6) 外国人訪問者のおもてなし

(登録申込み)

第5条 サポーターに登録を希望する者は、協会 Web サイトの申請フォーム、もしくは「ことばと文化のサポーター登録申込書(様式第1号)」より申し込むものとする。

(登録)

第6条 協会は、申込の受付並びに登録を随時行うものとし、申込書を受理したときは、登録者名簿に記載するとともに、その旨を本人に通知するものとする。

(登録事項の変更・取消し)

第7条 サポーターは、第5条の登録事項に変更のあったとき、もしくは登録を取り消そうとするときは、「ことばと文化のサポーター登録事項変更・登録抹消届(様式第2号)」を協会に提出しなければならない。

2 守秘義務に反する行為や、第4条に掲げる活動と関係のない恣意的な行為により、協会及び第三者に対し損害を与えたり、紛争が生じる等、サポーターとして相応しくないと認められる事実が判明した時、協会はそのサポーターの登録を取り消すことができる。

(サポーターの活動方法)

第8条 協会は、サポーターに対して、ボランティア活動に関する情報提供を電子メールにより行うものとする。サポーターは、活動に参加を希望する場合、案内された申込方法にて活動に申し込むものとする。

(サポーターの紹介依頼)

第9条 サポーターの紹介を希望する団体等（以下、「申請団体」という。）は、「ことばと文化のサポーター紹介依頼書（様式第3号）」により申し出なければならない。

2 協会は、紹介依頼書の内容を精査し、登録者の中から最も適任と思われるサポーターを依頼・調整する。申請団体とサポーターは直接協議を行い、双方の合意の下、依頼書に記載された活動を行うものとする。ただし、内容精査の段階で、申請団体の希望に沿うサポーター等がないと判断された場合は、協会は申請団体へその旨を速やかに連絡するものとする。

(申請団体の要件等)

第10条 サポーターの紹介を依頼することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 協会が共催または後援するイベント等の主催団体
- (2) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる公共団体
- (3) その他、協会が特に必要と認める事業を実施する団体

(報酬・経費の負担等)

第11条 申請団体からの依頼に係る活動について、原則として無報酬とする。ただし、活動にかかる交通費等の実費は申請団体が負担し、サポーター本人に直接支払うものとする。

(報告)

第12条 申請団体は活動終了後、速やかに実施報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(守秘義務)

第13条 サポーターは、活動を通じて知り得た個人情報・秘密を他にもらしてはならず、また登録抹消後も、同様に守秘義務を負うものとする。

2 申請団体は、サポーターについて知り得た個人情報・秘密を他にもらしてはならず、また紹介依頼した事業や活動の終了後も、同様に守秘義務を負うものとする。

3 協会は本事業を実施する上で、知り得た情報は厳正に管理し、第1条の目的以外に使用しな

いものとする。

(活動における責任の所在について)

第14条 原則として、サポーターは自己の責任において活動に協力するものとする。

- 2 申請団体は、事業や活動の内容を鑑みて、必要に応じてボランティア保険等に加入するものとする。
- 3 第4条に掲げる活動に関係のない恣意的な行為により、サポーターが第三者に対し損害を与えた、もしくはサポーターが第三者と紛争を生じた場合は、協会は一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。